

委託業務のWeb会議実施要領

(趣旨)

第1条 このWeb会議実施要領（以下「要領」という。）は、徳島県農林水産部及び各総合県民局農林水産部の発注する委託業務において、受発注者が、移動時間の削減や手待ち時間の解消等により、業務の効率化を図るために実施するWebによる会議及び検査（以下「Web会議」という。）について必要となる事項を定めたものである。

(対象業務)

第2条 Web会議を実施する委託業務は、次のいずれかとする。ただし、個人情報を扱う用地調査業務等を除く。

【会議】

- (1) 発注者指定型
当初請負対象金額が500万円以上の委託業務
- (2) 受注者希望型
発注者指定型以外の委託業務

【検査】

- (1) 発注者指定型
当初請負対象金額が500万円以上の委託業務
- (2) 受注者希望型
発注者指定型以外の委託業務

(Web会議の実施)

第3条 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

(適用の範囲)

第4条 Web会議の範囲は、中間打合せ、検査等を標準とする。

(参加者)

第5条 Web会議の参加者は、会議の重要度に応じて、受発注者の協議により決定するものとする。

(通信方法)

第6条 Web会議を実施する場合には、受発注者の協議により通信方法を決定するものとする。なお、通信機器（携帯電話、タブレット、PC等）は、原則、受発注者それぞれが準備するものとする。

(記録と保存)

第7条 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

(費用の負担)

第8条 Web会議の開催に係る費用は、次を標準とする。

(1) 通信機器及び通信費

通信機器及び通信費に対する費用は、受発注者それぞれが負担するものとする。

(2) 打合せ費用

打合せ(対面)をWeb会議とした場合においても、原則、設計数量の変更は行わないものとする。

(3) 旅費交通費

旅費交通費については、土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)又は治山林道必携(調査・測量・設計編)による。

(個人情報等の取り扱い)

第9条 Web会議を実施する場合には、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守するものとする。また、セキュリティソフトの導入等により外部及び内部からの不正アクセスを防止するなど、情報セキュリティ対策を行うものとする。

(委託業務成績評価)

第10条 Web会議【検査】を実施した場合には、主任監督員又は総括監督員による評価において、次を評価するものとする。

プロセス評価：取組姿勢：責任感 積極性 倫理観：その他

(その他)

第11条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

この要領は、令和7年5月1日から施行する。